

厚木市水洗便所改造の猶予に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第11条の3第3項ただし書に規定する相当の理由があると認められた場合に、くみ取便所から水洗便所への改造を猶予することについて必要な事項を定めるものとする。

(猶予の対象)

第2条 水洗便所への改造の猶予(以下「猶予」という。)を受けることができる者は、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 法第9条第1項に規定する供用を開始すべき日(以下「供用開始日」という。)から5年以内に建築物を改築し、建て替え、又は除去する計画があり、公衆衛生上の支障がないこと。
- (2) 水洗化の実施が地形的、又は技術的に極めて困難であるとき。
- (3) 借地、又は借家関係で係争中のとき。
- (4) 家屋に居住していないことが、明らかであるとき。

(猶予の期間)

第3条 猶予の期間は、法第11条の3第1項に規定する期間の末日から起算して2年以内とする。

(猶予の申請)

第4条 猶予を受けようとする者は、供用開始日から3年以内に、水洗便所改造義務期限猶予申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適否を決定し、水洗便所改造義務期限猶予決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。